

加東市水道事業及び下水道事業運営審議会市民公募委員募集要領

(趣旨)

第1条 この要領は、加東市水道事業及び下水道事業運営審議会の市民公募委員の募集に関し必要な事項を定めるものとする。

(公募委員数)

第2条 公募による委員（以下「委員」という。）の人数は2人以内とする。

(応募資格)

第3条 委員に応募することができる者は、次に掲げる全ての要件を満たす者とする。

- (1) 任期の開始日（令和7年7月19日）時点で満18歳以上であること。
- (2) 市の住民基本台帳に記録されていること。
- (3) 市議会議員でないこと。
- (4) 国又は地方公共団体の職員でないこと。
- (5) 市の審議会等の委員でないこと。
- (6) 審議会に出席できること。

(応募方法)

第4条 委員に応募しようとする者は、加東市水道事業及び下水道事業運営審議会市民公募委員応募申込書（別記様式。以下「申込書」という。）を、令和7年4月21日から同年5月16日までの間に、市長に提出しなければならない。

(委員の決定)

第5条 市長は、申込書の提出があったときは、加東市水道事業及び下水道事業運営審議会市民公募委員選考要領第3条に定める選考委員会における選考結果を参考にし、その提出があった者について、委員委嘱の可否を決定するものとする。

(決定の通知)

第6条 市長は、前条の規定により決定を行った場合は、速やかに、申込書を提出した者に対して、その結果を文書により個別に通知するものとする。

(その他)

第7条 この要領に定めるもののほか、市民公募委員の募集に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、令和7年4月1日から施行する。

(この要領の失効)

- 2 この要領は、令和7年9月30日限り、その効力を失う。